

1. 申込み書類の提出

募集期間内に必要書類一式を提出して下さい。

提出先 → 行方市役所（玉造庁舎）都市建設課 都市計画グループ

※入居決定は先着順ではありません。入居者選考委員会によって決定します。

※複数の住宅の募集があった場合、申込みの時点で1箇所を選んで下さい。

部屋の位置や階数の指定はできません。



2. 申込み書類の内容確認

入居者選考委員会に向けて、現在の困窮状況などを聞き取りさせていただきます。



3. 入居者選考委員会の実施

募集を行った月の翌月に開催いたします。申請書をもとに困窮状況や世帯の所得・構成などを総合的に判断して入居候補者を決定します。



4. 入居の可否についてのお知らせ

選考委員会終了後、文書等でお知らせします。



5-1. 入居候補者となった場合

市役所へ来庁いただき、入居に関しての説明を行います。

(入居に関しての主な内容)

※連帯保証人を2名選出していただきます。(保証人の印鑑証明、所得証明が必要となります。)

(できる限り行方市内の方で、入居候補者と同等以上の所得があり、別世帯の方)

※敷金(家賃及び駐車場使用料の3ヶ月分)の納付。

※入居者本人の印鑑登録証明の提出。

※その他注意事項の説明。

5-2. 補欠となった場合

入居候補者が入居しない場合のみ、入居の権利が発生します。

5-3. 該当しなかった場合

次回募集以降も、条件を満たせば申請いただくことが可能です。



6. 入居に関する手続きの完了(入居候補者)

再度、市役所へ来庁いただき、必要書類及び敷金の納付を確認し、入居に向けた最終確認を行います。



7. 入居

引っ越し等の準備が整い次第入居いただけます。

※住所地の変更を忘れずに実施下さい。

【注意事項】

- ・住宅ごとに決まりがありますので、遵守してください。
- ・周辺の環境を乱し、又は他人に迷惑を及ぼす行為やペットの飼育などは禁止しております。
- ・毎年度、収入に応じて家賃の算定を行います。住宅によって家賃も異なります。
- ・収入基準額を超えた場合は、家賃に反映されることがあります。

市営住宅に3年以上居住し、かつ、一般世帯の場合は、政令で定める基準の月収額（政令月収額）が15万8千円（裁量世帯の場合は21万4千円）を越える収入を有する方は収入超過者となり、住宅を明け渡す努力義務が生じ、超過の金額などに応じて家賃が加算されます。

さらに5年以上入居し、かつ、政令月収額が31万3千円を超える収入を有する方は高額所得者となり、速やかに住宅を明け渡す義務が生じます。

- ・家賃以外の支出や維持管理にもご協力いただきます。

※例) みなみ原団地においては、維持管理のため、入居者での自治会を設けており、家賃とは別に自治会費（毎月）を負担しています。また、月1回の定期清掃を行います。その他の住宅でも清掃や地区の会費の負担などがあります。

- ・入居者側の理由による破損や修繕については、入居者負担となります。
- ・退去時には、次に入居する方のため、畳・襖・クロスの張替え及び破損箇所の修繕等を行います。修繕費用については、入居時に納付いただいた敷金にて対応させていただきます。